



Palestine in Multilateral Frameworks: Acceptance as a State and Its Legal Consequences

SHADI SAKRAN

(Degree)

博士（法学）

(Date of Degree)

2019-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第7535号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1007535>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



学位請求論文審査結果報告要旨

博士学位論文

論文内容の要旨および審査結果の要旨

氏 名 SHADI SAKRAN

学位の種類 博士（法学）

学位授与の条件 神戸大学学位規程第5条1項該当

学位論文の題目 Palestine in Multilateral Frameworks: Acceptance as a State and Its Legal Consequences (多国間枠組におけるパレスティナ：国家としての受け入れとその法的帰結)

審査委員 主査 教授 林 美香
教授 柴田 明穂
教授 四本 健二

論文内容の要旨

論文題目：Palestine in Multilateral Frameworks: Acceptance as a State and Its Legal Consequences (多国間枠組におけるパレスティナ：国家としての受け入れとその法的帰結)
氏名：SHADI SAKRAN

序論（1章）

序論は、研究の背景と意義について記述している。パレスティナが国際法にいうところの国家であるか、国際法上の国家の伝統的要件を満たす主体であるか、国際社会の評価は現在も分かれている。パレスティナを国家承認している国も多くあるが、そうでない国もまた多数ある。そのため、従来国家間の枠組みと想定されてきた多国間枠組み（国際機関及び多国間条約の両方をさす）にパレスティナが参加する場合、当該参加は、国家という国際法上の地位の確認または誕生を意味するのかという問題を提起することができる。さらにいったん多国間枠組みへの参加が実現すると、多国間枠組みの内部においてパレスティナを承認しない構成国とパレスティナの関係にはなんらかの制約があるのか、という問題も発生しうる。これらの問題への回答を得るために、本論文はパレスティナの国際機関への加入及び多国間条約の批准や加入（以下では簡略化のため、条約の場合には批准とだけいう）の法的な諸帰結を検討する。先行研究が示唆する回答やその方向性に依拠して選択された、具体的に検討される主な帰結は、以下のとおりである。(1)国際機関への加入に関する検討では、加盟「国」という国際機関による判断が、伝統的な国家の要件を満たす「国家」の確認または誕生を意味するかどうかについて、理論及びパレスティナの実例の検討を通じて検討を行う。(2)パレスティナが批准してきた多国間条約は、寄託者への批准書・加入書（以下、簡略化のため批准書という）の寄託をもって実現することに着目し、ここにおいてもパレスティナの国家性の判断は迂回されていることを論じる。(3)このようにして実現した多国間条約への参加後には、批准書に対する異議を書面で提出した締約国との関係においても条約関係が成立するのか、パレスティナはこのような締約国に対しても条約上のパレスティナの権利や相手国の義務違反を主張できるのか、検討する。

第一部（第2-4章）

第一部では、一般的に言って、国際機関への加入が国家承認を代替しうるものではないことを確認した上で（第2章）、パレスティナに関する具体的な事例として国連への加入申請（第3章）及びUNESCO加入（第4章）が生じさせる帰結について検討する。

第2章

第2章においては、次章以降の前提となる理論の確認が行われる。すなわち国家の創設やその確認という行為は、国際法上意図的な行為であって、別の目的のために行われた行為の中に副次的・黙示的にこれを見出すことはできないという点である。具体的には、国

際機関への加入という目的・意図の行われた国際機関の行為（加入を認める投票や決議等の行為）の中に潜在的に国家の創設を見出すことは、できない。それにもかかわらず、国連等の国際機関への加入が国家承認と同等の効果を持つという見解が少数説として存在する。このように、国際機関による加入の承認が本来は一国家が単独で行う国家承認を代替するという見解は、「集团的承認」と称される。しかし、ごく例外的な状況－国連のように国際社会のほぼすべてを包含する国際機関への加入の場合であって、かつ加入申請に対する国際機関の構成国の支持が普遍的であり反対が皆無であるような状況－を除くと、このような意味での集团的承認は、理論的にも、また国連の実践からも、到底確認できないのである。

第3章

以上の一般的な理論の確認を経て、第3章で行うパレスティナに関する最初の検討は、パレスティナによる2011年の国連加盟の申請である。この加盟自体は安全保障理事会における反対により実現しなかったが、非加盟オブザーバー国家の地位獲得に係る国連総会決議67/19(2012)が採択され、パレスティナがオブザーバー「国家」と表現されるにいった。これを受けて、総会によるこの決議が国家の創設または確認を意味するとの論調が、少数説ながら存在したというのが、この検討の背景である。一般的な総会決議の性質、決議67/19における投票分布の実際、決議67/19の採択に関連して各国が行った発言の記録等の検討の結果、決議67/19が国家創設や確認の効果を有したとはいえない、と本論文は強調する。

第4章

第4章では、第3章と類似の確認を、実際に国際機関への加入が実現した事例で行う。2011年のUNESCO加入の事例である。本件で用いられたUNESCO憲章の加入条項（「国際連合の加盟国でない国は、執行委員会の勧告に基き、総会の三分の二の多数の投票でこの機関の加盟国となることを認められることができる」）によれば、UNESCOに加入できるのは「国」であることから、加入を検討したUNESCOの側がこの点をいかに考えて決定をくだしたか、という検討が行われる。それによれば、UNESCOの執行委員会及び総会での討論から導かれる結論は、パレスティナの加入において決定的であったのは、パレスティナが国際法上の国家とみなせるかどうかという点ではなかった。これらの討論において、パレスティナが国際法上の国家の要件が充足するかということは重視されておらず、加入を認めるかどうかの判断の焦点は、UNESCOの諸目的の実現に照らして十分な能力や意思を、加入を希望する主体が有するかどうかという点であった。

以上の理論の確認及び事例の検討より、パレスティナの国際機関への加入は国家の創設や確認を意味しないというのが、第一部の結論である。

第二部（5-7章）

第二部ではパレスティナによる多国間条約の批准と、条約効力発生後のいくつかの現象

が検討される。具体的には、批准書の寄託の段階でパレスティナが国家であるかどうかの問題がどのように扱われるか（第5章）、パレスティナに対する条約効力の発生後、パレスティナの批准に反対した締約国とどのような権利義務関係が条約上生じうるのか（第6章）を中心に検討する。

第5章

第5章の強調点は、第一部で検討した国際機関での典型的な加入手続－内部機関での投票等による「資格審査」が行われる手続－との対比である。多くの多国間条約では、何の資格審査も行われることなく批准による条約参加が実現する。多くの多国間条約では、条約の寄託者への批准書寄託をもって条約の批准と効力発生を認めているので、多国間条約の批准においては、条約批准を希望する主体が国家であるかどうかの議論や国家の伝統的な要件の審査・評価を迂回できる、と本論文は表現する。特に国連事務総長が寄託者である多くの多国間条約では、「国際連合、いずれかの専門機関又は国際原子力機関のすべての加盟国…」（「ウィーン方式」）による条約批准を認めているため、パレスティナが国連専門機関であるUNESCOに加入した2011年以降、これらの条約ではパレスティナの批准書を受理しない理由は見当たらず、実際にも国連事務総長がパレスティナによる批准を受理することで、パレスティナを締約国とする多国間条約の数は飛躍的に伸びた。また、多国間条約の寄託者が一国家の政府である場合で、ウィーン方式が採用されていない条約においても、批准書の受理は寄託者に一任されている条約がほとんどである。これらの条約において、寄託者である政府はパレスティナが国家であるかどうかの確認を行うことは求められておらず、批准の過程で条約の構成国がその点を議論する手続もない。この背景の下、パレスティナは国家であるかどうかを問われることなく、その問題をいわば迂回した格好で多国間条約の批准を果たしてきた。

第6章

前章で検討された多国間条約においては、ほぼ例外なく、パレスティナの批准に対して反対を表明しパレスティナとの条約関係の発生を書面で拒否するいくつかの締約国がある。第6章ではそれらの締約国とパレスティナとの、条約上の関係を分析する。ここでは、主に条約法の留保とその異議の効果というアナロジーを根拠として、これらの締約国とパレスティナの間には条約上の権利義務関係が発生しないと主張される。この主張によれば、条約制度は同意に基づく制度であり、たとえ多国間条約であっても、ある締約国との条約関係成立への同意を明示的に拒否する国家に対して、当該条約関係を強要することはできないとさえる。このように考えるならば、特定の多国間条約においてパレスティナの批准に反対を表明し、パレスティナとの条約関係を明示的に否定している締約国に対しては、パレスティナが当該締約国の条約違反を主張する根拠がないことになる。この問題が実践において確認を求められている二つの事例－国際司法裁判所においてパレスティナが外交関係条約を根拠に米国を提訴している係争中の事例、及び人種差別撤廃条約の条約機関である人種差別撤廃委員会に対して、パレスティナがイスラエルを「提訴」している事例）

についての紹介と、本章の主張に沿った予測も記述されている。

第 7 章

形式的には第二部の最後として構成されている第 7 章は、博士論文全体の結論にあたる章であり、主たる内容はここまでに記載されている通りである。

論文審査結果の要旨

論文題目：Palestine in Multilateral Frameworks: Acceptance as a State and Its Legal Consequences (多国間枠組におけるパレスティナ：国家としての受け入れとその法的帰結)
氏名：SHADI SAKRAN

国際社会において、国家であるかどうかについての合意がない主体（本研究ではパレスティナ）が国家間の枠組みであることを前提とする多国間枠組みに参加する場合に生じる、当該多国間枠組みの構成国とパレスティナの間の法的な関係という問題は、国際法上も大変興味深い問題であり、本研究の着眼点は非常に高く評価できる。先行研究との関係においても、多国間枠組みがパレスティナを受入れる場面に特化した研究は、皆無ではないが数が限られており、本研究は先駆的意義を持つ研究の一つといえる。

これに対して、パレスティナが国際法上国家とみなされうるかという研究には、膨大な蓄積がある。本研究が膨大な先行研究の対象であるこの論点を直接扱うことをしない反面、この論点との適切な接点を強く意識して書かれている点も高く評価できる。具体的には、国際機関への加入の際に参照される加入条項の加盟「国」という文言に着目することで、長年にわたり研究されてきた「国家であるかどうか」という論点を、本研究の文脈に置き換えた論点——パレスティナの国際機関への加入は国家の創設や確認を意味するか——として再構成して、これを批判的に検討しているのである。また、この検討を行う前提として理論的な前提を確認する 2 章においても、「国家であるかどうか」という問題に徒に流されることなく、「集团的承認」の理論がなぜ受け入れられないかにつき説得力ある説明がされている。

具体的な事例検討においても丁寧なりサーチが見受けられる。入手可能な限りの情報に基づいて検討対象の取捨選択がなされており、UNESCO 加入の効果の検討においては UNESCO 憲章だけでなく UNESCO 世界遺産条約等にも検討が及んでいる。

また本研究は、パレスティナの研究にとどまらない示唆をもちうる潜在性も有している。国家であるかどうかについての合意がない主体や国家に類似する実態を備えながら国家であることを標榜しない主体が多国間枠組みに参加する場合の法的な諸問題は、例外的な状況で発生するとはいえ、パレスティナが唯一無二の事例ではない。最近ではコソボの事例があり、より先行研究の蓄積がある事例としては台湾の多国間枠組みへの参加もある。したがってこれらの事例を素材とした諸研究との照合をすすめることによる新しい発見等がありえ、国家であるかどうかについての合意が国際社会にない主体に関する、より一般的な示唆も期待することができる。その意味で本研究の学術的な貢献は潜在的にも大きい可能性がある。

審査の過程ではいくつか課題の指摘もなかったわけではない。たとえば、国際機関（第

一部)と多国間条約(第二部)の分類が、両者の加入の際の手續という形式的な差異に依拠しているため、両者の本質的な差異への目配りに若干欠けるところがある。国際機関にのみ、個々の加盟国の意思とは異なる固有の意思を持つ常設の機関が存在することを考えれば、そのことに関する独立した検討がまったくないことは、当該国際機関への加入だけでなく加入の「帰結」を考察するという本論文の趣旨からも、また国際機構法の観点からも、不自然の感が残る。また、今後さらにリサーチすべきいくつかの事項の指摘もあった。

ただ、これらの指摘はあったものの、いずれの点も筆者が将来の研究によって掘り下げるべき課題と考えることができ、それ自体が本論文の学術的な貢献を損なうというものではない。以上から総合的に評価して、本論文が博士(法学)の学位を授与されるのに足るものと、下記審査員は一致して判断した。

平成 31 年 2 月 15 日

審 査 委 員	主査	教 授	林 美香
		教 授	柴田 明穂
		教 授	四本 健二